二〇世紀前半インドネシアにおけるオランダのイスラム政策

―― イスラム改革主義問題を中心として ――

はじめに

周知のように、インドネシアにおいて約三五○年にわたって続いた。言わば、東洋的な家父長制度の原理を行政機構の中に持ち込み、とも言われるくらい、支配担当の地域社会に大きな影響力を与えていた、なんびともこれに従わざるをえない『沈黙の圧力』を有していた」は、なんびともこれに従わざるをえない『沈黙の圧力』を有していた」は、なんびともこれに従わざるをえない『沈黙の圧力』を有していた」は、なんびともこれに従わざるをえない『沈黙の圧力』を有していた』が、かなり有効に機能したとされている。

向け商品作物の強制的栽培に力を注いできた。換言すれば、この豊か盤は、独占貿易であったし、領土支配に移行後は、徴税やヨーロッパはなかったように思われる。もともと、東インド会社の拠って立つ基九世紀末葉まで、オランダ人はイスラム政策に対して、あまり熱心でところで、細心の注意が払われていた植民地統治の中にあって、十

ェー戦争は、戦死者・戦費等最大規模のものであり、イスラムに対す

ようになってからである。とりわけ、三〇年近くの年月を費したアチボカを傾ける対象であり、宗教問題などあまり眼中になかったのかも知れない。加えて、ジャワ・イスラムの性格にも、その一因が求められていた条件の下で、この地のイスラムは、シャーフィイー派(正統派)られていた条件の下で、この地のイスラムは、シャーフィイー派(正統派)られていた条件の下で、この地のイスラムは、シャーフィイー派(正統派)の傾向を示し、スマトラで見られたような狂信的スタイルも取らなかったために、ジャワ・イスラムは、オランダ人為政者達にとっては理解しにくいものであり、イスラムは、オランダ人為政者達にとっては理解しにくいものであり、イスラムは、オランダ人為政者達にとっては理解しにくいものであり、イスラムは、オランダ人為政者達にとっては理解しにくいものであり、イスラム政策は、焦眉の急ではなかったとも言えよう。そうした中にあって、イスラム政策の確立を迫られるのは、十九世紀、スマトラにおけるパドリ戦争やアチェー戦争に苦しむは、十九世紀、スマトラで記がいる。それは、経済活動のみがその様力を傾ける対象であり、イスラム政策は、焦眉の急ではなかったとも言えよう。そうした中にあって、イスラム政策の確立を迫られるのは、十九世紀、スマトラにおけるパドリ戦争やアチェー戦争に苦しむは、十九世紀、スマトラで記をいる。

利

光

正

基本線をほぼ踏襲して行ったとも言われる。 基本線をほぼ踏襲して行ったとも言われる。

けれども、スヌック=フルフロニエ以前のイスラム政策についてのとしたのが、日本軍政であった。

断わっておきたい。 断わっておきたい。 が研究を行うためのイスラム政策の検討ではないことを、あらかじめの基礎的研究の一端となるものであり、オランダの植民地政策の体系察を試みたい。ただし、本稿は、イスラム政策の特質について、若干の考焦点を定めながら、オランダの仕方を検討する。特に、改革主義問題に政策の内容について見てゆこうと思う。次に、イスラム改革主義問題

は別の機会に譲ることにして、本稿では、先ず、彼のイスラム

一八五四年、蘭領東インド統治法 (Indische Staatserglement) が制定され、オランダのインドネシア植民地政党の中で、植民地問題及びイスラ連営されてゆく。そして、植民地政庁の中で、植民地問題及びイスラ連営されてゆく。そして、植民地政庁の中で、植民地問題及びイスラ連営されてゆく。そして、植民地政庁の中で、植民地問題及びイスラ連営されてゆく。そして、植民地政庁の中で、植民地問題及びイスラ連営されてゆく。そして、植民地政庁の中で、植民地問題及びイスラッして宗教政策の助言を行ったと言う。言い換えれば、長官は総督の対して宗教政策の助言を行ったと言う。言い換えれば、長官は総督の対して宗教政策の助言を行ったと言う。言い換えれば、長官は総督の対して宗教政策の助言を行ったと言う。言い換えれば、長官は総督の対して宗教政策の助言を行ったと言う。言い換えれば、長官は総督の対して宗教政策の助言を行ったと言う。言い換えれば、長官は総督の対して宗教政策の助言を行ったと言う。言い換えれば、長官は総督の対して宗教政策の対策を担当ない。

が、スヌック=フルフロニエであった。 それとは別にもう一つ、地方の機関としてイスラムの宗教裁判所を並置 が、スヌック=フルフロニエであった。

フルフロニエは、ライデン大学で神学、東洋諸語をマスターした後、十九世紀の末期(1八八九年)、原住民事務局長官に就任したスヌツク

(す)。 すム政策最高責任者、つまり、行政官としても非凡な才能を持っていうム政策最高責任者、つまり、行政官としても非凡な才能を持ってい者としての不動の名声を勝ち得たばかりでなく、植民地政庁の対イス研究を大著『メッカ』(1八八八-八九年)に集約した彼は、イスラム学当時のクリスチャンとしては極めて稀な体験を有していた。その間の中東諸国を回りながら、アラビアのジッダとメッカに一年間滞在した、

する穏健なムスリムであると説き明かした。しかし、反面、インドネ 達は、異教徒支配に対する筋金入りの敵ではなく、殆んどは平和を愛 を旗印とした反乱、とりわけアチェー戦争に手を焼いて、オランダ人 とから始めた。前述したように、十九世紀になって多発するイスラム 統が形式的権力機関を毫も必要としないのは、慣習や伝統は、自発的、 名著『ジャワ村落論』の中で、次のように指摘している。「慣習及び伝 会であった。このデサと慣習(法)との関係を、ブーケは、その古典的 体)と呼ばれ、それぞれが一独立国に比肩されるくらい閉鎖性の強い社 卜 ットの重要性を強調した。即ち、 スラム法) との関係を正しく分析し、インドネシア人社会におけるアダ 禁物ということであろう。 とも主張した。要するに、 シアのイスラムを、宗教的・政治的に不当に低く評価すべきではない、 の大多数や、彼らの間に大きな影響力を持つキャイやウラマー(法学者) われなき恐怖心を除去して行った。例えば、インドネシア・ムスリム スラム政策の系統化と具体的な個々の事象を説明してゆくことで、 る恐怖心が醸成されてきた。 のイスラム観が微妙な変化をきたし、特に熱狂的イスラム教徒に対す ンダ人達のインドネシア・イスラムに対する誤解と偏見を取り除くこ ·が規制していると説いた。もともと、ジャワの村落はデサ(村落共同!おいては、イスラム法が婚姻と家族法を受け持ち、その他はアダッ さて、原住民事務局長官となったスヌック=フルフロニエは、 次に、 恐れすぎる必要はないが、さりとて油断は 従って、スヌック=フルフロニエは、 インドネシア人の生活を規定する法 アダット (慣習法) とシャリーア (イ オラ LJ イ

は殆んど重視されていなかった訳である。がイスラム法との関わりで持つ意味はスヌック=フルフロニエ以前に社会の中で果す慣習法の役割は、極めて大きいにもかかわらず、それされるが故である。」と。このように、ジャワに限らずインドネシア人暗黙的、無形式的の内的秩序を有し、その秩序が共同体に依って維持暗黙的、無形式的の内的秩序を有し、その秩序が共同体に依って維持

平和と安全にとっての最善の道である、と彼は説いた。 置き換えられる。 になる。この文章中の「進歩」と言う言葉は、「イスラム改革主義」に 好意的中立を持し、 った。ブスケの解釈に従えば、「宗教上には寛容を以て臨み、進歩には てはいない。端的に言えば、゛あめとムチ〟を使い分けるやり方であ 対しては、断固、力で戦ってゆくことの重要さを警告することも忘 で、植民地支配を脅かす懸念のあるいかなる些細な徴候でも、 地支配に脅威を与えない限りにおいては、宗教に対する寛容さこそ、 密になさねばならないということである。そして、ムスリム達が植民 その枠を踏み越えて政治運動に乗り出してゆくのか、 イスラム教徒達が、純粋に宗教生活の中のみに留まるか、 した。一つは、宗教的に、他の一つは、政治的に、である。 について見る場合、二つの部分に分けて考える必要があることを力説 を導いてゆく。スヌック=フルフロニエは、インドネシアのイスラム 以上のような観点に立ちながら、彼はイスラム政策の核心へと我 政治―宗教関係の運動は弾圧する」と言う三原 その見極めを厳 しかし、一方 あるいは つまり、

明で狂信的なイスラム教徒の政治的動きには断固たる姿勢で臨んだこク=フルフロニエがイスラムの改革主義的な考えに好意を示し、がん理解を示し、暖かく見守ってゆこうとの態度をとる。従って、スヌッとの認識を持つ彼は、ムスリム達の進歩的な動きに対してはかなりの保護者の物質的、精神的な福祉にとっての道徳上の責任を負っている、政策派官僚としての立場であろう。オランダ人は、インドネシアの被政策派官僚としての立場であろう。オランダ人は、インドネシアの被

える。 チェー人』の最後の章、「イスラムの未来」と題する項で、「……(前略) ては最も困難な時代となるからである。このような析、スヌック=フ その豊富な知識と学問的研究の深さからくる、イスラムの本質を突い ッパ人政府の支配に服従させられるであろう。」と結んでいる。まさにい け続け、あらゆる文化程度の劣ったイスラム教徒達は、強力なヨーロ ……イスラムの最後の政治上の砦は、 のためには極めて幸運なことであったろう。そして、彼は、名著『ア ルフロニエと言う天才的な人物を得たことは、オランダの植民地統治 は民族主義運動が燎原の火のように広がってゆき、 正しく言えばオランダ植民地史の上で、一大転換点であったように思 た十九世紀末から二〇世紀初頭にかけての時期は、インドネシア史、 ったと言うことができよう。思うに、 家肌的一面。つまり、硬軟を合わせ持つ、バランスのとれた政策であ た現実的政策。ただそれだけではなく、倫理政策派官僚としての理想 ある。次に、あめとムチを巧みに使い分けるすぐれた行政感覚から出 た説得力であった。正しく知ることが、 ともあれ、スヌック=フルフロニエのイスラム政策の特徴は、先ず、 なぜなら、十九世紀後半は各地で反乱が起こり、二○世紀前半 ヨーロッパ文明の優越を信じて疑うことのない倫理政策派官僚 キリスト教の優位を確信していた偉大なイスラム学者でもあ 恐らくヨーロッパ人の影響を受 彼が原住民事務局の長官を務め 統治の第一条件というわけで 植民地統治にとっ

二 イスラム改革主義問題

(一)倫理政策

ンドに道徳的責務を負うと表明し、「倫理政策 (Ethische Politiek)」が開ーオランダ女王ウィルヘルミナは、一九〇一年九月、オランダは東イ

って考察を進める。 理政策全般にわたってふれる余裕がないので、イスラム政策のみに絞化、即ち、西欧化=文明化という尺度に基づいている。ここでは、倫す考え方は、キリスト教文化の優位に裏打ちされた(型)・ネシアの教権の推進、キリスト教の布教等にあった。ただ、この政策の根底をな始された。この政策の中心は、インドネシア人の福祉の向上、地方分

ととは裏腹に、進歩的ムスリムの出現を望んでいたのであろう。

保ちながら、キャイは、村落内での精神的指導者として隠然たる影響 ら義務を課すことはなかった。又、スエズ運河開通 (一八六九年) 以後(部) スヌック=フルフロニエの政策をほぼ踏襲している。 力を持つに至った。そこで、植民地政庁は、キャイ達を宗教の世界の 村人の尊敬を集めた。そこで、教え子であるサントリ達との強い絆を 生活を送り、終了して村に帰るとサントリ(イスラムに敬虔な者)として を経営し、各村落からの篤信の家庭の子弟を集め、コーランやマホメ かった。地方的レベルにおいて、キャイはプサントレン(イスラム塾) はいない。しかしながら、従来の方針どおり、キャイを中心とするイ 急増したイスラム教徒のメッカ巡礼に対しても、 あまり制限を加えて についても全く同様であり、他人に害を及ぼさなければ、当局は、何 俗を損わない限りにおいて、信教の完全なる自由を認めた。 れ以後も、植民地政庁の宗教に対する態度は公正無私、他人の公序良 宗教と政治を完全に切り離して考える立場に立っていた。従って、そ 中に押し込めておくことに腐心したのである。倫理政策においては ットの伝承について講義した。学生達はプサントレンで一定期間共同 スラム指導者層が政治と関わりをもつことについては、注意を怠らな スヌック=フルフロニエのイスラム政策の根本は、前述したように、 イスラム

ら改革主義に関しては懐疑的態度を取りつつ、「その政策の実体は、革反植民政策的である事は、いなみ難い」と述べ、フランス人の立場かは、「その宣伝流布する所が少くとも結果に於て反ヨーロッパ的で且つ次に、イスラム改革主義問題については、どうであろうか。ブスケ

グルはイスラム教師をさす)、教育活動にも一定の枠がはめられていたこ 活動を停止させるというものであった。加えて、公序良俗の見地から、(%) 登録の義務を課し、当局の意図に反することを行った場合には、 られ、ムバライ(伝道活動) もたびたびチェックされたと言う。 さらに、 ラム学校)の多くは運営を禁止され、教師達の多くも教えることを禁じ よって禁止されることがあるということも定められており(この場合の すべてのグル(教師)は、 活動を管理しようとするもので、プサントレンやマドラサの教師達に ○五年に教師条例 (Goeroe·ordonnantie) を制定し、二五年には、 のタブライ(説教活動)は、しばしば解散させられたし、マドラサ(イス も改革主義者達は満足な自由を得ていたわけではなく、 として、オランダ人の政策についても批判的である。しかし、 新主義者の宣伝に対して何等の束縛を加えぬところに在るのである。] (3) かい規定を加えて再発令している。この条例は、イスラム教師の教育 イスラム教師の活動についてもう少しみてみると、植民地政庁は一九 いる。」と語り首肯していない。ヌルによれば、純粋に宗教的な問題で(タム) のこの指摘については、イスラム改革主義の著名な研究家D・ヌルが、 「ブスケは、この結論を十分な事実確認をすることなしに導き出して 最高二年間にわたり、教授を行う事を当局に 例えば、 より細 ブスケ 教育 彼ら

の公的秩序を乱す行為は厳しく取り締まる。又、公的な集会は、 領東印度立法行政法(Wet op de Staatsinrichting van Nederlandsch-Indië) しながら、このことについて考えるためには、もう少し個々の事例を ったとするブスケの見解は、 づけられている。それ故、 え普通の討論であっても、 において、その規制が決められている。例えば、 それから、 植民地政庁の許可を必要とし(秘密結社を認めず)、 政治運動に関しては、 もよりの地方政庁に届けを出すことが義務 イスラム改革主義者に何ら制限を加えなか 今一つ説得力を欠くように思える。 同じく一九二五年に公布された蘭 あらゆる政治上の結 蘭領東インド たと

V)

とが分る。

見る必要がある。そこで、次節においては、 イヤーに対する、 植民地政庁の対応の仕方を検討してみた イスラム同盟とムハマデ

対イスラム改革主義団体

かの見方がある。一九一五年頃より政治運動への傾斜を強め、Islam)として再組織された。イスラム同盟の性格については、 おり、 誤れる理解に反対し、 的の一つが、法律とイスラムの慣習とに一致して、イスラムに関する 語り、その非政治性を強調している。続けて彼は、この組織の活動 盟は政治団体(政党)ではなく、混乱と破壊をめざす団体でもな 約について演説をした。それによると、チョクロは先ず、 おいて同盟委員長チョクロアミノトが、イスラム同盟の基本姿勢や規 時期である。一九一三年の一月、スラバヤで開催された第一回大会に はなく、ごく初期の、 面に押し出されてくる。しかし、ここで問題とするのはその頃の事で ループの統一の理念としての役割りしか果さなくなり、 義運動の指導的勢力となってゆく。そして、イスラムは、組織内諸 業同盟が、一九一二年の九月、スラバヤにおいてイスラム同盟 て、バタヴィア・バイテンゾルフ・ソロで設立されていたイスラム商 も妥当ではなかろうか。 の比重を占めているので、 けれども、創立期のこの団体は、イスラムという旗印を高々と掲げて そこで、イスラム同盟を宗教運動の団体ではないとする見方もある。(ヨハ 教的生活を促進していくのか、その具体的内容については定かでない。 べている。このイスラムに関する誤れる理解の内容や、 民族的伝統産業であるバティック業への華僑資本の進出に対抗 る。 しかも、 加えて、その構成員の中にイスラムの進歩的指導者達がかなり それ以前のイスラムが誤っているという認識に立って 改革主義団体としての性格を持ち合わせてい 原住民の間に宗教的生活を促進すること、 出発点においては、改革主義団体と考えて どのような宗 左翼思想が前 イスラム同

イスラム同盟は一 九一二年の十一月、 植民地政庁に団体とし

グス=サリームを中心的な指導者とするイスラム団体としての性格をてゆく。この後、同盟は左翼主義者を追放し、イスラム改革主義者ア ワで起こったチマレメ事件を直接のきっかけとして、弾圧へ乗り出の団体が次第に左傾化すると警戒を強め、一九一九年の七月、西ジ 者の〝待ちの姿勢〟も明白となってくる。そして、植民地政庁は、 デブルフを中心とする倫理政策派官吏達の苦肉の策が伝わってくる。 をバラバラに認めて、その本家を認めないという不自然さの中に、 当時、 地方支部を各個別々に承認してゆく、と言う変則的なものであった。 ての承認を申請する。 濃厚に有するようになる。 とまどいと共に、 スラム同盟を申請どおり一つの団体として承認するのではなく、 督イデンブルフは、 二年後、中央イスラム同盟(イスラム同盟本部)が承認される。 連の政庁側の対処の仕方を見る時、寛容さを旨とする倫理政策派の ジャワ各地にイスラム同盟の支部が誕生していたが、 団体の性格を慎重に見極めようとする、 この問題に回答を出す。しかし、その中味は、 年があけて十三年の六月三〇日、 倫理政策派 植民地統治 こうした 分家のみ 西ジャ その 2 イ

を助言した。 団体の活動できる範囲をその生誕の地ジョクジャカルタに限ること、 規のメンバーはジャワとマドゥラ出身のムスリムである、(%) ジャワとマドゥラの人々の間にイスラムの宗教的教えを広める、 を提出する。その時政庁に出されたムハマディヤーの活動目的は、 設立された。ダフランは、翌十二月二〇日、植民地政庁に団体許可願 zaken) リンケスは、 ーフリンクと原住民問題顧問官(gauvernement adviseur voor inlandsche アフマド=ダフランによって、 てみたい。この団体は、一九一二年の十一月十八日、 次に、イスラム改革主義団体ムハマディヤー (Muhammadiyah) この問題について、 ただし、 ほぼ同意見であった。彼らは総督に対して、 リンケスは、 ジョクジャカルタのレシデント (理事官) リ 中部ジャワの古都ジョクジャカルタに 後年ムハマディヤーの支部がジョ キャイ=ハジ= の二つであ を見 ② 正 (1)

た。

政庁の弾圧を被ることもなく、

運動は順調な発展を続け

教育と学習の促進、(②は修正時と同じ)と変えた。(38)を認められ、その目的を①蘭領東インドにおけるイスラム教の教義の に修正された。それから六年後の一九二〇年八月、 的教えを広める、②そのメンバー間の宗教生活の促進、 広さを持ち合わせておくべきことも進言している。以上のような提言クジャカルタ以外の地に誕生した時には、それを認めるだけの度量の クジャカルタ地区 (residentie Jogjakarta) の住民の間にイスラムの宗教 た。しかし、ダフランが提出した活動目的は、政庁によって、 をふまえ、総督は一九一四年の八月二二日、 ムハマディヤーを認可 その活動範囲拡大 という具合

それがため、 盟とは異なり、 ばだてている政庁側の様子がよく分る。ただ、この団体はイスラム同 られる。なぜなら、彼は、ムハマディヤーの幹部達の中では穏健派 ジ・ヒシャムが委員長に選出された。このことは、 吏による中央政庁への報告書の場合がそうである。 一人だからである。」と伝えている。ムハマディヤーの動向(タ) されたハジ・ヒシャムについてこの報告書は、「何度かの争いの後、 ョクジャカルタで開かれた第二三回ムハマディヤー大会についての官 うにも思える。 のそれと奇妙に符合している。即答を避け、なるべく長びかせながら ヤーの研究者アルフィアンの指摘を待つまでもなく、イスこの改革主義団体に対する植民地政庁の対応の仕方は、 監視を続け、 例を上げると、少し時代が下がるけれども、一九三四年の七月にジ ケース・バイ・ケースで事に処して行こうとしているよ 勿論、あくまでも慎重に、細心の注意を払いながら。 政治運動は行わずに社会・教育活動のみに専念した。 幸運な選択と考え 本部委員長に選 イスラム同盟 ムハマデ 耳をそ

在であったのかもしれない。 中するイスラムの改革主義団体は、オランダ人にとっては不気味な存 刀を抜けばよいが、政治とは一線を画し、社会・教育運動に精力を集 しれない。過激な政治運動に訴えた場合は、弾圧と言う名の伝家の宝 を延ばせるだけ延ばしながら時を稼ぎ、解決策を模索していたのかも 主義と呼ばれる新しい問題に対応を迫られた時、オランダ人達は回答 てジレンマに陥る植民地官吏達の苦悩も聞こえてくる。イスラム改革 持ってこいの言葉を錦の御旗に掲げながら、かえってそれに拘束され 欠いていたようにも思える。倫理政策と言う自尊心を満足させるには 得たのであろうか。本稿で検討した限りにおいては、今一つ決め手を 流が過巻き始めた時、オランダ人はそれに対処する有効な手段を持ち フロニエがインドネシアを去り、改革主義と言う新たなイスラムの潮 貢献し、以後のイスラム政策の模範となった。しかし、スヌック=フル で臨むと言うものであった。この政策は、当時の植民地政策に大いに 教と政治に区別し、宗教生活には寛大さで、政治運動には厳しい態度 いて検討してきた。スヌック=フルフロニエの政策は、イスラムを宗 イスラム政策と、彼以後の植民地政庁の対イスラム改革主義問題につ 極めて皮相的にではあるが、これまで、スヌック=フルフロニエの

(Mailrappoort) が使用されていない。従って、考察が極めて不十分にの政治、即ち、"wait and see、政策であったとも考えられよう。超については、特にそうである。オランダ人の対イスラム改革主義問題にからの態度には、常にあいまいさがつきまとう。イスラム改革主義問題にからの態度には、常にあいまいさがつきまとう。イスラム改革主義問題にからに、第にあいまいさがつきまとう。イスラムに対するオランジーのが表していまれていない。従って、考察が極めて不十分に対していては、常にあいまいさがつきまとう。イスラムに対するオランが指すのでは、第二の

いては、筆者の将来の課題としたい。 ム改革運動史研究のための基礎的研究の一つであるので、この点につ終っている。しかしながら、冒頭でも断ったように、これは、イスラ

註

- 年、四七頁。(1)『地域研究講座・現代の世界⑸・東南アジア』、ダイアモンド社、昭和五四(1)『地域研究講座・現代の世界⑸・東南アジア』、ダイアモンド社、昭和五四
- の社会の特異性」『史学研究』第一一六号、一九七二年を参照されたい。(2)スーフィズムの影響については、今永清二「東南アジアのイスラム教とそ
- 武訳、岩波新書、一九七三年、十八一二一頁。(3)C・ギーアツ『二つのイスラーム社会-モロッコとインドネシアー』林
- (4)パドリ運動とは、十九世紀初頭、メッカ帰りの三人の巡礼者がミナンカバ(4)パドリ運動とは、十九世紀初頭、メッカ帰りの三人の巡礼者がミナンカバ
- (6) この点については、倉沢愛子「動員と統制-日本軍政期のジャワにおけるRevolt on Banten in 1888, 'S-Gravenhage-Martinus Nijhoff, 1966. Revolt on Banten in 1888, 'S-Gravenhage-Martinus Nijhoff, 1966.
- を参照されたい。 イスラム宣撫工作について!」『東南アジア・歴史と文化』10、一九八一年(6)この点については、倉沢愛子「動員と統制-日本軍政期のジャワにおける
- 史公論社、昭和十六年、六六―六七頁。 (7) ブスケ『蘭領東インドにおける回教政策と植民改策』太平洋協会編訳、t
- 四九-五〇頁。四九-五〇頁。四九-五〇頁。四九-五〇頁。四九-五〇頁。四九-五〇頁。四九-五〇回教裁判所」『回教圏』第六巻第八・九号、昭和十七年、
- (9) 『世界大百科事典・27』 平凡社、一九七三年、二二一頁。
- (2) Harry J. Benda, The Crescent and the Rising Sun: Indonesian Islam under the Japanese Occupation 1942-1945, The Hague, 1958, P.21.
- (=) Ibid., P.22.

- J。H.ブーケ『ジャワ村落論』高橋安親・山岸祐一・奥田或訳、 会編、中央公論社、昭和十八年、 七五頁。 太平洋協
- 14 Harry J.Benda, op. cit., p.24.
- 15 ブスケ、前掲書、七七頁
- 16 ブスケ、前掲書、二八頁。
- (至) Snouck Hurgronje, The Achenese, translated by A.W.S.O' sullivan, Vol II, Leyden, 1906, p.351.
- $\widehat{18}$ 山川出版社、昭和五二年、一三二頁。 和田久徳・森弘之・鈴木恒之『東南アジア現代史Ⅰ総説・インドネシア』
- 19 出版会、昭和五四年、一〇〇頁。 **永積昭・間苧谷栄『東南アジアの価値体系2・インドネシア』現代アジア**
- $\widehat{20}$ Martinus Mijhoff, 1931 PP.336-337. Dr. A.D.A. De kat Angelino, Colonial Policy, vol. II, The Hague
- $\widehat{21}$ 雄・長井信一編、アジア経済研究所、所収)、一九六九年、参照。 「ジャワのキャイ kijaji」(『インドネシアの権力構造とイデオロギー』 石田
- ブスケ、前掲書、八〇頁。
- (23)ブスケ、前掲書、八○頁。
- (☎) Deliar Noer, The Modernist Muslim Movement in Indonesia 1900-1942, Oxford Univ. Press, 1973, P.315.
- Ibid., P.315.
- $\widehat{26}$ Bewekt door Dr. S.L.Van Der Wal, Het Onderwijsbeleid in Nederlands Indië 1900-1940, J.B.Wolters Groningen, 1963,P.508.
- ブスケ、前掲書、四二頁。
- J.Th. Petrus Blumberger, De Communistische Beweging in Nederlandsch-Indië, Haarlem, 1928, PP.145-147.
- $\widehat{29}$ 潮流―」『歴史評論』、二九九号、一九七五年三。を参照されたい。 木村宏一郎「サレカット・イスラム試論ーインドネシア民族解放運動の一
- $\widehat{31}$ $\widehat{30}$ 同右論文、一二四頁。 深見純生「初期イスラム同盟(一九一一—十六)に関する研究(1)」『南方文 化』第三輯、一九七六・十月、一二一頁。

- 32 同右論文、一三一頁。
- (33) この事件については、 について」『史学論叢』第九号、一九七八年を参照されたい。 拙稿「二十世紀初頭インドネシアにおける農民反乱
- (영) Alfian, Islamic Modernism in Indonesian Politics : The Muhammadijah サリームについては、 永積昭・間苧谷栄、 前掲書、の第三章にくわしい。

34

- Wisconsin, Ph. D.,1969, P.242. Movement during the Dutch Colonial Period (1912-1942), The Univ. of
- 36 Ibid., PP.242-243.

(37) Ibid., P.243

- 38 Encyclopaedie van Nederlandsch-Indië, vol. IV Supplement, 'S. Gravenhage Martinus Nijhoff, 1932, P.914.
- 39 Alfian, op. cit., P.243.
- $\widehat{40}$ Edited and translated by Chr. L. M. Penders, Indonesia: Selected Queensland Press, 1977, PP.264-265 Documents on Colonialism and Nationalism 1830-1942, Univ. of
- (4) Deliar Noer, op. cit., P.313.
- (42)メイル・ラポールトについては、永積昭「オランダ文書館」『史学雑読』七 六一七、一九六七年にくわしい。